

学習塾における緊急処理事態に関するガイドラインの活用について

平成 29 年 10 月 26 日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会

会 長 安 藤 大 作

平成 29 年 9 月 8 日、文部科学省は全国の教育委員会ほか教育行政機関に「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」、次の事項の周知を行うよう通知しました。

- ①各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- ②各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- ③学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- ④学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

学習塾現場においても、この点について児童生徒の安全確保に十分な対策が求められています。当協会では、国民保護ポータルサイトの「武力攻撃やテロなどから身を守るために」や学習塾における地震等防災ハンドブックを参考に、[学習塾における緊急処理事態に関するガイドライン](#)を定めました。

各学習塾事業者等におかれては、本ガイドラインを、学習塾を利用する子どもの安全を確保するための指針として活用していただきたく願う次第です。